

球磨村告示第56号

令和6年第11回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年12月23日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年12月24日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

○応招しなかった議員

令和6年 第11回 球磨村議会臨時会 会議録（第1日）

令和6年12月24日（火曜日）

場所 球磨村議会議場

議事日程（第1号）

令和6年12月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 議案第67号 財産の取得予定価格の変更について
- 日程第6 議案第68号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第69号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 議案第70号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第9 議案第71号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 議案第67号 財産の取得予定価格の変更について
- 日程第6 議案第68号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第69号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 議案第70号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第9 議案第71号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

出席議員（8名）

1 番 永椎樹一郎君

2 番 西林 尚賜君

3 番 宮本 宣彦君

4 番 板崎 壽一君

5 番 東 純一君

7 番 嶽本 孝司君

8 番 舟戸 治生君

10 番 田代 利一君

欠席議員（1名）

9 番 高澤 康成君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 犬童 和成

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薨 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	大岩 正明君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	高永 幸夫君	農業委員会事務局長	木屋 正行君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第11回臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第11回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、3番、宮本宣彦君君、4番、板崎壽一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日とすることに決定しました。

日程第３．議案第６５号 工事請負契約の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第３、議案第６５号工事請負契約の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和６年第１１回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、ここに第１１回臨時会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時会では、議案７件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました議案第６５号工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、去る１１月１９日に条件付き一般競争入札の広告を行い、１２月２０日に参加要件を満たした３社、ＪＶにおいて入札を行い、契約金額７億９５０万円で昭和・田代特定建設工事共同企業体が落札した、村道神瀬高沢線道路災害復旧工事につきまして、予定価格が５,０００万円以上となるため、地方自治法第９６条第１項５号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の主な内容は、令和２年７月豪雨により地滑りが発生しました村道神瀬高沢線復旧延長１０６メートルをアンカー工、吹付法枠工、横ボーリング工などにより復旧する計画としております。

現在は仮契約中で、後期は契約日の翌日から令和７年３月３１日までの予定でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。１番、永椎樹一郎君。

○議員（１番 永椎樹一郎君） １番です。先ほど、全協の中で工事内容についてはあらかじめ説明をいただきました。その中に、地滑りでこういう災害が起きました、地滑りをして、枠のところにコルゲートフィルムですか、枠をこうしてするような、これで上からの収水というか、水あたりは大丈夫なのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

全協でご説明したとおり、施工範囲の外周を一周囲う形でコルゲートフィルムというものを設置いたしまして、外からの水については表面水についてはそれで全部拾って、表面を流して排水するという形になっておりますので、設計上も大丈夫だと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） はい、分かりました。それではここは地滑りで、地滑りというのはこの山のこれが動いて地滑りを起こしたということで、下に村道がずっと走っております。今回の工事では、ここの部分がかからないということでご説明いただきましたけれども、この村道と村道の下は非常な急な崖になっているわけです。それを今後といいますか、2 工区といいますか、次の工事があるというのは聞きましたけれども。そこは道路についての地滑りといいますか、道路についての改良といいますか、そういうのは考えておられるのかどうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） この箇所についての対策じゃなくて。（発言する者あり）ここの箇所が地滑りの箇所ということで、それから下については、もともと山からの表明水というのは多分あるかと思うのですが、改良等の計画はございませんが、排水等については排水詰まりとかそういういったもので路面が荒れたり、下に集落もございますので、その辺は維持管理のほうで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 今、通行止めで私もここの地権者でございますので、やっぱり道に影響がなかったのかどうかというのがまず考えたわけです。この災害が発生をしたときに。やっぱり地滑りですので、山が動いている関係でこの道路にも影響がないのかどうかということを考えましたものですから、今ご質問させていただいたところです。工事がずっとまだ続くと思えますけれども、その現況に応じたやはり手当をよろしくお願ひしたいと思いますが、来年の3月31日までをまずは工期として一応、今年度の後期予算。繰越になるんだろうと思いますが、実際のところ、この工事箇所についてはどのくらいの工期を想定をされておるのか、最後にお伺ひをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） この工事、繰越する予定で考えておりますが、アンカー工法と非常に時間を要するものもございますので、年度内ということで一応思っております。来年度です。来年度ということで一応考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。2 番、西林尚賜君。

○議員（２番 西林 尚賜君） ２番です。先ほど全協でもお聞きをしまして、今回１工区分で７億というところで、この平面上で上部のほうを発注をされたということなんですけれども、設計がおそらく全体終わっているんだと思いますけれども、この２工区下の部分がほとんどが国の補助ということにはなりますけれども、この２工区分の概算が分かれば教えていただきたいと思っていますけど。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

○議長（舟戸 治生君） 再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

概算ではありますが、約１億２，０００万ほどを予定しております。

○議長（舟戸 治生君） ２番、西林尚賜君。

○議員（２番 西林 尚賜君） 上のほうが滑って、上のほうにあのアンカーを売ったりとか、まずそちらのほうにお金がかかるんだと思いますけれども、先ほど永椎議員が言われたように、令和８年３月３１日を目途にということだと思いますけれども、今通行止めです。工事期間中も通行止めになるかだと思いますけれども、最終的に通行止めはどれぐらい、ここが開通するのはどれぐらいを見込まれているのか教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） この工区につきまして、今回の法枠から上部の施工が来年度までかかりまして、その後に法枠から下のほうの施工になります。もうおおよそでしかあれなんですけど、再来年度を目標にということで考えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） ４番、板崎壽一君。

○議員（４番 板崎 壽一君） お尋ねします。アンカー工法のはボルトアンカーか何かですか。

それと関連してあの、水脈の件で伺いますが、災害終わってから大岩、日当あたりからのボーリングをされて、今は出ておりますけれども、後の今度は永椎、四蔵あたりの水脈関係は何か出てこないですか、問題かなんか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） まず、アンカーのほうがボルト式なのかということですが、これは上部をボルトで止めるような形になります。ボルト式になります。

下に永椎地区等ございまして、水脈という影響がないかというお尋ねだと思いますが、水脈に

については特に影響はないものと思っております。地滑りでの水脈というか、そこだけで考えておりますので、直接永椎地区の水道に影響するようなものではないというふうに認識をしております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第66号 工事請負変更契約の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第66号工事請負変更契約の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第66号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第6回球磨村議会臨時会において議決いただきました、林道川島大岩線、法面災害復旧工事において契約金額を170万6,019円増額し、5,615万6,019円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、崩壊土砂の堆積により確認できなかった箇所から新たに被災構造物を確認したため処分量が増加したこと、また、法面保護工を斜面形状に合わせ施工した結果、数量に変更が生じたことなどによる増額でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。林道川島大岩線については、令和2年7月豪雨災から、ずっと切れ目なく6号箇所ぐらまで災害復旧工事をされておるとおもいますが、今回、1号、2号ということですが。課長、これを終われば、大体今までの令和2年7月豪雨災の川島大岩線の災害復旧工事が完了するのかどうか教えていただければと思いますが。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

林道川島大岩線においては、順次災害復旧のほうを進めてまいりました。今年度、林道については、契約のほうは、契約率は100%達成をしております。ただ、事業についてはどうしても繰越等ございますので、来年度にかかる分も出てくるかと思いますが、この路線につきましては一応、全部契約まではいっているというふうにご理解いただいてよろしいかと思います。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 課長、すみません。私が頭の中で整理、契約は全て終わっておりますということですが、工事は今年度を完了、今回これが完了するんでしょうけど、ほかの林道川島大岩線が今6か所くらいありました。それが、やはり繰越ということで、工事がまだ続いていくのでしょうかということで、お伺いをしたところです。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 林道川島線においては、もうしばらく工事のほうは続きます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第66号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第67号 財産の取得予定価格の変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第67号財産の取得予定価格の変更についてを上程します。

この案件について、提出者説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第67号財産の取得予定価格の変更について、提案によるご説明申し上げます。

本議案は、令和6年第4回球磨村議会臨時会において議決いただきました、高温設置区小規模改良住宅の取得予定価格の変更でございます。

村有財産を取得するにあたっては、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める

ものでございます。

当初、取得金額を2億4,340万4,700円で大和ハウス工業株式会社と契約を交わしておりましたが、設計変更等に伴い、137万2,800円を増額し、2億4,477万7,500円に変更するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。総務課長にお伺いをいたします。12月31日まで工事を完了して、来年1月から間違いなく入居できるかどうかをお伺いしたいと。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） この売買契約の納期といいますか、契約期限につきましては、令和7年1月31日までとしております。12月中に引渡しを受けまして検査をし、1月には入居できるように今、進めているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ぜひ皆さん方にも、入居の人達にも、ご説明のように12月に終わって、1月からはもう入居ができるということで、ご説明があったということでございます。（発言する者あり）何かありますか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、副村長、私語は謹んでください。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 入居者にはちゃんと説明してございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

総務課長、ここはフェンスと言いますか、今度の増額分については、階段とか自由勾配の側溝とか分かるんですけど、フェンス、囲いです、これは計画はしてなかったですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 設計におきましては、フェンスのあるところとないところもございます。今後、生活者の方の生活の状況によって必要になってくるとも考えられますので、そういった場合につきましては、今後検討させていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それは、この工事と関係なく、また財産管理の維持化なんかでしょうけども、その工事でやられるということですね。今回のこの件ではなくて。ということで考えておってよかですね。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今回の設計では、ほかのところでまた生活される上で、いろいろ出

てくることも考えられますので、そういった場合には、もちろん予算の計上が必要ですので、議会のほうの議決を得た上でということになりますけれども、そういったところで生活者の意見等も聞きながら検討させていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第68号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第68号球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程をいただきました議案第68号球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院給与勧告及び熊本県人事院会勧告に基づき、月例給、期末勤勉手当の年間支給率等を引き上げる改正を行うものでございます。いずれの改定につきましても、令和4年度から3年連続の引き上げとなり、民間給与との格差を解消するため、おおむね30歳代後半までの若年層に重点を置き、給料月額を引き上げる等の内容となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 一般職員の現在の職員数をお尋ねしたいんです。それと、任期付職員の職員数です。お願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 一般職全体で職員数129名でございます。会計年度任用職員以外の職員が81名と、会計年度任用職員が48名となっております。任期付職員につきましては、一般職の中に含まれるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 再度お尋ねしたいんですけど、なんかちょっと、129名の中に81人も入っているとかっていう説明で、ちょっとよく分からないんですけど。その方達も一般職員でみなすわけですか、そしたら。この賃金表から見ますと。もう一回、はっきりお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 給料条例ではそれぞれ、任期付職員につきましても挙げておりますけれども、職員的には一般職ということで、会計年度任用職員以外ということで挙げております。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 承知しました。一般職員が129名、この中には任期付職員も81名に入るということでよろしいですね、数的には。それと会計年度職員が別に48名おられるという数字でよろしいですね。分かりました。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。村長の提案理由の中で、おおむね30歳後半までの若年層に重点を置きということでございましたけれども、うちの職員の、現在の職員、職員だけでよかです、一般職員だけでよかです、任期付きは平均年齢幾つですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 給与調査等ではそういったところも必要になってくるかと思っておりますけれども、申し訳ございません。資料を手持ちがございませんので、今お答えができません。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今の関連ですが、おおむね30歳後半というのは39歳まで見ていいんですか。それと何人おられますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 大変申し訳ございません。ちょっと人数の把握ができておりません。申し訳ございません。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第69号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

日程第8. 議案第70号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第9. 議案第71号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第69号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第9、議案第71号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算については、令和6年度の一般会計及び特別会計の補正予算についての議案ですので、3議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第69号から第71号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第69号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてご説明いたします。

歳出からご説明いたします。まず、各費目の人件費については、人事院給与勧告及び熊本県人事院会勧告に基づく月例給及び期末勤勉手当の年間支給率の引上げに伴い、関係経費を増額しております。

予算書12ページの道路維持費では、村道渡大槻線において災害復旧工事に隣接する法面对策工事を行っていた箇所の際設モルタル吹き付けのクラック部分が拡大崩壊し、工法の変更が必要になったことから関係工事費を計上しております。

次に、林業用施設災害復旧費では、台風10号に伴う豪雨により被災した林道岡大槻線、ほか1路線の路側崩壊等について、令和6年発生災害復旧事業として査定を受けたことから工事費を計上しております。

歳入については、県支出金を事業費に合わせて補正するとともに、地方債及び繰越金を追加しております。また、第2表にお示ししております債務負担行為補正については、地域活性化企業人制度事業を追加し、令和7年度から9年度までの負担金を計上しております。なお、地方債は、第3表にお示ししておりますとおり、事業の増額に伴い補正をしております。

このようなことから、6,495万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ63億578万9千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第70号令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について提案をご説明申し上げ

げます。

まず、歳出につきましては、総務費及び地域支援事業において、人事院給与勧告及び熊本県人事院会勧告に基づく月令給及び期末勤勉手当の年間支給率の引上げに伴い、会計年度任用職員の報酬等を増額したほか、諸支出金においては、令和5年度介護給付費、国庫負担金等の確定に伴う返還金を計上しております。

歳入につきましては、国庫補助金の交付決定に合わせて補正し、一般財源として繰越金を追加しております。このようなことから、6,545万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億9,180万8千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第71号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、人事院給与勧告及び熊本県人事院勧告に基づく月例給及び期末勤勉手当の年間支給率の引上げに伴い、一般管理費の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、これを繰越金に求めておりますので、増額補正を行っております。

このようなことから、今回は28万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,348万円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから議案第69号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 予算書12ページ、道路維持費ですけれども、村道渡大槻線、モルタル吹き付けのクラックが発生したということで、以前、全協で説明をいただきましたけれども、改めてどういった事象があって、どういう工事、工法をやられるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

以前補正のほうで説明をいたした際には、渡大槻線において被災している法面について、熊本県の代行事業により災害復旧で拾っていただきました。その災害復旧以外の部分で、モルタル吹き付け工を1,010平米施工する、村のほうでの施工ということで、以前補正をお認めいただいておりましたが、今年の11月の交付で既設モルタル吹き付け部分において、増破の事象が発生いたしました。熊本県の災害復旧で当初査定を受けてされていた関係で、増破ということで、再度その箇所について増破した部分の重変協議を熊本県で行って、そこまで熊本県で道路範囲の

ほうは災害復旧の工事で協議をしていくということで方向性が決まりました。

それ以外の、もともとの道路の範囲外、災害復旧の上部になるのですが、その上のほうからも地盤が緩んでおりまして、一応、その部分まで合わせたところで施工しないと安全が確保できないということで、熊本県で一応再度協議を行っておられまして、工法の変更、モルタル吹き付けで当初予定しておりましたが、現地詳細な調査の結果、それではもたないということで、査定のほうで吹き付け法枠工という四角の枠を組んでする工法で、一辺が30センチ、30センチです。その2メートル、2メートルの四角の枠でコンクリート吹き付け法枠工ということで、工法の変更がっております。

変更の最初の村で全体的に一括してやる関係で、村のほうの施工面積といたしましては、当初のモルタル吹き付けが1,010平米でしたが、776平米に少なくはなっておるのですが、工法の変更により、その差が1平米あたり差が5万円ぐらいございますので、その分で事業費、今回の補正のほうで上げさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 工法等変更になったということで、お金のほうもかかってしまうということなんですけれども、これ分かればいいんですけれども、この渡大槻線、上のほうからと下のほうからと、県の代行で工事が進められておりますけれども、その進捗具合、分かれば教えていただく。上からどれくらい来ている、下から何キロぐらい工事が進んでいるというところを含めてお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） すみません、詳細についてはちょっと把握していない部分もございますが、上から来ている部分は、蕨谷の上のほう、ちょっと上流というか大槻寄りのところまで来ているということで聞いております。下のほうが境目地区から約、現在この場所というのが1.2キロぐらいの場所ですので、そこまでを今施工中ということで承知しております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 予算書の2ページですか。今回、繰越金もまた歳入として充当してございます。

今回、繰越金を2,139万1千円の補正額ということで、1億7,001万円ということが今回されておりますけど。現在の繰越金の額を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 令和5年度の繰越額5億5,121万3,148円に対しまして、今回補正で繰越金2,139万1千円を計上しております。補正後の予算額につきましては、1億

7,001万円となりまして、補正できる可能な残額としましては3億8,120万3,148円でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 残額が1億7,000万円となったんですか、可能額が3億8,000万円。ちょっとここはつきり。もうちょっとゆっくり説明していただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 今回補正しました額を含めまして、補正後の予算額が1億7,001万円。今度の補正額が2,139万1千円。調定額に対しまして補正可能な残額が3億8,120万3,148円でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） はい、分かりました。それで繰越金も大分減ってきておりますので、今後やっぱり繰越金、今回も起債を変えなきゃいけないところがきておりますので、しっかりと財政計画等々も含め、しっかりと精査いただければなと思っているところでございます。

これは第2表で、今回債務負担行為をされております。地域活性化企業人制度事業が令和7年度から9年度まで負担金等々をしていきます関係で、今回債務負担行為をされております。この金額が1,540万円の負担金ということでございますけれども、以前もちょっとお聞きしてる、なかなか理解が、どういう人達を、負担金はたしかどこかに負担金を納めなきゃいけないんだろうと思って、今後の活用をどう考えて、この負担金等々も含め、されているのか。復興推進課長だったろうと思うんです。少しそこがまだ私不勉強で申し訳ございませんけれども、もう一回、地域活性化企業人制度事業というのがどういうもので、村はそれを活用し、村はどう今後目指していくのか教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） お答えします。

今回の地域活性化企業人制度としましては、現在、球磨村の観光振興計画を策定中でございます。観光を基幹産業に成長させるために民間のノウハウを取り入れて、どんどん球磨村の観光を発展させたいというような気持ちから、財源は特別交付税になりますけれども、一応国の財政支援がございまして、6か月から3年間、企業からの派遣をすることができるということになっております。

9月の補正予算のときに、1月から3月分までの3か月の一応予算のご決定をいただいたところでございました。今後3年間、企業派遣先が大体決まっていきましたので、3年間、企業のほうに派遣をお願いして、計画の推進及び観光のいろいろな事業化、コンテンツ造成、人材の育成、観光組織の育成、活性化へ向けた取組を進めるための人材派遣をお願いしたいというふうに

思っておるところでございます。3年間ですので、令和9年12月31日までの3年間で派遣していただくということで、来年度以降の債務負担行為の設定をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 課長の言われるのは十分分かつとるのです。9月のたしか補正のときに私、それ聞いたんだろーと思いますけれども、観光振興のためにそういう企業、そういう制度を利用して、うちの観光発展を振興をということでしたということでは分かるんですが、どういった人と言いますか。1月から予算は3か月間、1、2、3か月は組んでありますよね。9月の補正のときに組みなつたでしょ。もう12月ですので、どういった人、誰々と言う必要はございませんが、どういった人を球磨村に派遣していただいて、どこにおってもらう、役場なのか観光協会なのか分かりませんが、どこにおってどういうお仕事をされるのか、というのをシンプルにお聞きをしたところでございますので、どうぞお答えもシンプルに分かるようお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 失礼しました。今、こちらのほうでお願いする相手方が、海外のホテル業とか、外旅行関係、インバウンド関係がこちらに引き込んで案内いただけるような会社でございまして、紹介いただくような会社でございまして、そこから人材派遣をしていただいて、制度上、球磨村役場の中に1月で半月、半分以上勤務していただくというような条件がございますので、その企業のノウハウを我々の行政のほうにいろいろ教えをお貸しいたいて、観光振興計画、観光事業、それから観光の誘致、そういったものをどんどん進めていきたいと思っていますところなんです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 課長、途中まではゆっくり分かったんですけど、後半が分からんことになった。よかです、今から外国人の旅行客を取り込むためには、インバウンドを充実させたいということで、役場におってそういうのに精通をされているほうをということでもんね。ということで、1月から、先ほど言ったこと、1月、2月、3月からは、もう予算も組んであるものですから、実際、こちらに派遣をされている方はお決まりなんでしょうということも含めて、シンプルに誰の誰と言う必要はございませんということであつたので、ということでした。よかですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 派遣される方のほうも決まっております、明日、その会社の

ほうと協定、調印式を役場のほうで行うようになっております。H I Sという会社のほうから、いろいろ事業展開、ホテル事業とかいろいろ展開されている企業でございます。そちらのほうから派遣をしていただいて、事業に携わっていただくということになっております。1月からです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） お尋ねします。3年度で1,540万、3年間でです。1年間で500万ちょいを見ていいわけですか。そして1人ですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 派遣していただくほうは1人でございます。この制度が年度の上限額が560万円ということになっておりますので、年間の560万円の限度額で設定しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 金額的に560万、制度があるからといって最高限度というふうに考えておられるかもしれませんが、1人に500万、金額的にはどんなふうに思われますか。高いか低いかな。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 優秀な人材が来られると考えれば、金額的には低く抑えられているのかなというふうな感じが私は思って、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今、板崎議員の関連です。そういうインバウンドをするのはいいんだけど、悲しいかな、「かわせみ」が1月から村直営になりました。その宿泊とか、田舎の体験交流館さんがうら、ございますし、宿泊施設等々はそこがありますが、海外から来られて、どう今度、インバウンドのお客さんを球磨村にどう根付かせていくのかというのがやっぱり本当に課題になってくるんだろうと思うんですが、やはり今度、観光計画を作られると、振興計画を作られるということですけども、どこに重きを置きながら、観光振興計画というのを策定されるのかを最後お聞きしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 球磨村の観光協議会の中で、関係するところが球泉洞もありますし、それからラフティング事業、いろいろ観光事業関係の事業者の方達も参入して、いろいろ話し合いにも加わっていただいておりますので、球磨村の観光を活性化させるように、そういった

方達と協力しながら、どんどんインバウンドでも誘致していくようにできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 今からそういう計画も作られていくんでしょうけども、やっぱりメリハリをつけながらのしっかりとした計画をつけていかないと、だらだらただ作っただけで終わってしまうような計画ではなりませんので、せっかくこうやって派遣をされて、お金を使ってしていくということであれば、やっぱりどこかに、これから球磨村が目指す観光振興をどうやっていくのかというのを重きを置いていかないといけないと思いますので、ぜひ作るのが、ただ作っただけじゃなくて、そして特に若い人達が、やっぱりインバウンドのお客さん、海外からのお客さんはスマホで必ず、やっぱりこういう、私達は言葉通じなくてもスマホでちゃんとこうやって観光地、名所等々をしていくんです。この前中学生議会の中でもあったように、海外から来るお客さんには分かりやすい標識だったりとか、いろんなことの提案もありました。

言いたいのは、私達はもう頭が固うございますので、どうぞ若い職員の知恵と言いますか、そういうのをしながら発想が、若い人の発想がございますので、これからの球磨村の観光振興をどう行っていくのか、どこに重きを置いて最終点をどこに持っていくのかとか、いろんなところで知恵を出していただいて、それをぜひここにおられる執行部の方々がそれを形にするように、ぜひご努力をお願いをしていただきたいと思いますので、ぜひそこを、派遣されることはいいと思いますが、その予算を使っていくということであれば、しっかりとそこはお願いしたいと思いますので、村長、よろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。先ほどから復興推進課長が答弁しておりますとおり、この人材というのは、インバウンドとか宿泊とかそういう関係ももちろんありますけれども、球磨村の観光全体も見えていただいて、これまで考えはあってもできなかったというのがたくさんあるんです。ですから、そういったところの見直しも含めて、しっかりと観光については考えていきたいと思います。

そして、議員言われるように若い職員の皆さんの考え、私もこれまで若い職員の意見はいろいろ聞いてきましたけれども、なかなか実現には至っていないところが多々ありますので、そういったところもしっかり考えを改めましてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第70号令和6年度球磨村介護保健特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 予算書の7ページでお尋ねをいたします。

今回、人事院勧告の決定に基づき、報酬等々の改正もなされているのだろーと思います。会計年度任用職員が、一般管理費の中にもおられますし、一般介護予防事業の中にもおられますし、下の地域包括支援センター運営事業の中にも会計年度任用職員さんがいらっしゃいます。この3名、1人ずつということで間違いがないのか。

また、どういう分け方と言いますか、項目ごとに分けておられるこの仕事の内容を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） まず、一般管理費においては、保健師1人と事務補助2人分となります。地域包括ケアの事務関係と保健師となります。それと一般介護予防事業費については、ふれあいサロンスタッフ4名と運転手となります。5名。地域包括支援センター運営事業費につきましては、ケアプランナー1名、合計9名の給与となっています。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 課長、ゆっくり言ってください。一般管理費は、保健師と事務補助さんが1名ですか、2名ですか。それと、ふれあいサロンのスタッフさんと運転手さんが5名と言いになったらーと思います。それと、地域包括支援センター運営の方、ケアマネが1名ですか、合計9名と言いになった、今、数えたら8名、すいません、そこを9名でしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） それではゆっくり説明させていただきます。一般管理費では、保健師が1名、事務補助の2名で3名。一般介護要望事業費におきましては、サロンスタッフの4名と運転手1人の5名。それと、最後に地域包括支援センター運営事業費におきましては、ケアプランナーが1人で合計9名となります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第71号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。質疑ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 議長に時間をお取りいただきまして、何か言えということでございますでしょうか、質問します。総務課長でこれ分かりますか、総務課長、簡易水道の特別会計なんです、また今回も繰越金を充ててございます。簡易水道の特別会計の繰越金を残額幾らかというのが教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時06分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

水道会計において、5年度の繰越しが2,300万となっております、今回の補正での522万7千円を差し引きまして、実質的には1,777万3千円となっております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今回の補正については異議はございませんけれども、水道事業のことに對して、今後どのように進められるのかというところなんですけれども、各地区で嵩上げ工事が始まっております。それに伴いまして、簡易水道工事が当然発生してくるわけなんですけれども、その件につきまして、村としてはどういうふうな現状として把握されているのか。それと、国・県事業でされるに当たって、その調整がどのようにされているか、そしてどのような状況になっているかを説明をよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

嵩上げ工事に伴う嵩上げ範囲内の水道の工事ということだと思いますが、簡易水道と地区で運

営されている水道がございまして、地区で管理されている水道等につきましては、なかなかうちのほうでは配管の位置とかそういったものが把握できませんので、その辺については、国の事業であれば国と、間に村が入って水道関係の組合等をおつなぎして調整しながら進めているようなところですよ。村の嵩上げ地域内においての村の水道については、嵩上げの実施主体、国ないし県となりますが、そちらと直接水道の係と調整をしながら進めていくような方向で進めております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 要望になります。と言いますのが、国道、県道の嵩上げ工事の前に宅地の嵩上げ工事等が発生したり、住宅の嵩上げ工事が発生するわけなんですけれども、それに並行して、例えば友尻の場合は、県道の盛土工事が長くしないうちに始まるような状況になっておりますが、その工事が進む中で、やはり遅滞なく、例えば工事が終わるからそれに合わせて水道工事をするというのではなくて、工事が終わるまでの間に、これは当然考えておられると思うんですけれども、完成のあかつきには同時に終わるような感じで、やはり施工をぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

極力、現地内で竣工等を同時に完成するような方向では考えておりますが、ただ、そこで使われている水道を生かしながらで、宅地嵩上げする以外のところにも水道、水の供給が必要などころもございまして、その辺は調整のほうをしながら、できましたらそういった形で完成と同時にが一番望ましいと思いますので、そういった方向で検討していきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） やはり生活していく上で、水というのが一番に上がってくると思います。電気とか村の光ケーブルとか、いろいろあるとは思いますが、どうしても生活の中で水というのは、お風呂、炊事、洗濯等々、生活に一番密着しておりますので、どうかその水道事業についても支障のないように、地域の人達の生活に支障がないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決さ

れました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。これで本日の会議を閉じたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

これで令和6年第11回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員